# (仮称) 青森市子どもの権利の保障に関する行動計画 (案)の概要

## 計画の基本的事項

### 1 計画策定の趣旨

子どもが愛情をもって育まれ、毎日をのびのびと生き、自分らしく豊かに成長し、発達していくことができるよう、子どもにとって大切な権利の保障を図ることを目的として制定した「青森市子どもの権利条例」に基づき、同条例の目的の達成に向けた市の具体的な取組について定めるものです。

## 2 計画の位置付け

「青森市子どもの権利条例」第 15 条に基づく子どもの権利の保障に関する行動計画です。

また、本計画は、平成 28 年 3 月に策定した「青森市子ども総合プラン」のうち、子どもの権利の保障に関連する施策を具体的に推進していくための行動計画(アクションプラン)として位置付けます。

## 3 計画期間

「青森市子ども総合プラン」と整合を図る観点から、平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間とします。

### 4 計画の推進

- 年1回、「青森市健康福祉審議会児童福祉専門分科会」において 評価・検証を行うとともに、「青森市子ども会議」の意見を尊重し ながら各事業を実施していきます。
- 社会・経済情勢等の青森市を取り巻く環境の変化や市民意識調 査等の市民ニーズを踏まえ、必要に応じて適宜見直しを行います。

## 目的と基本的な考え方

### 目的(条例第1条)

子どもが愛情をもって育まれ、毎日をのびのびと生き、自分らしく豊かに成長し、発達していくことができるよう、子どもにとって大切な権利の保障を図る。

## 基本的な考え方(条例第3条)

- ●子どもの最善の利益を優先して考えること
- ●子ども一人一人が権利の主体として尊重されること
- ●子どもの成長と発達に配慮した支援が行われること

## 子どもにとって大切な権利

## 安心して生きる権利(条例第6条)

- ◎ 命が守られ、平和で安全な環境のもとで暮らすこと。
- ◎ 愛情をもって育まれること。
- ◎ 食事、医療、休息が保障され、健康的な生活を送ること。
- ◎ いじめ、虐待、体罰その他身体的、精神的暴力と有害な環境から守られること。
- ◎ 性別、国籍、障害などを理由に、いかなる差別も受けないこと。
- ◎ 困っているときや不安に思っているときには、相談し、支援を受けることができること。

## 自分らしく生きる権利(条例第7条)

- ◎ 自分の個性や他人との違いを認められ、一人の人間として尊重されること。
- ◎ 自分自身の夢や希望を持ち、可能性に挑戦すること。
- ◎ プライバシーや自らの名誉が守られること。
- ◎ 自分が思ったことや感じたことを表現すること。
- ◎ 自分にとって必要な情報や知識を得ること。
- ◎ 自分にとって大事なことを年齢や成長に応じて、適切な助言や支援を受け、自分で決める こと。
- ◎ 安心して過ごすことができる時間や居場所を持つこと。

## 豊かで健やかに育つ権利(条例第8条)

- ◎ 遊ぶこと。
- ◎ 学ぶこと。
- ◎ 芸術やスポーツに触れ親しむこと。
- ◎ 青森の文化、歴史、伝統、自然に触れ親しむこと。
- ◎ まちがいや失敗をしたとしても、適切な助言や支援を受けることができること。

## 意見を表明し参加する権利(条例第9条)

- ◎ 家庭、育ち学ぶ施設、地域などで、自分の意見を表明すること。
- ◎ 自分にとって重要な決定が行われる場合は、自分の意見を主張できること。
- ◎ 自分の表明した意見に対し、適切に配慮されること。
- ◎ 仲間をつくり、集まり、活動すること。

### 目標とする指標

施策の方向	指標とその説明		基準値	目標値
子どもの権 利の普及啓 発と学習支 援	子どもの権利に対する市民の認知度	「青森市子どもの権利条例」を知っている市民の割合(市民意識調査)	● ● % (平成 28 年度)	<b>● ●</b> %*
	子どもの権利普及啓発に関する講座の実施回数	・小・中学校 P T A や家庭教育学級等での講座回数(大人対象) ・小・中学校の児童生徒への講座回数(子ども対象)	5 回 (平成 26 年度)	20回
子どもの育ちへの支援	子どもの活動拠点に対する満足度	本市の豊かな自然などを活かした子 どもの遊び場や居場所など、充実し た活動拠点が確保されていると感じ る市民の割合	● ● % (平成 28 年度)	• • %*
保護者への支援	子育てに対する満足度	子どもを安心して生み育てられる環 境が整っていると思う市民の割合	9.5% (平成 27 年度)	12.0%

施策の方向	指標とその説明		基準値	目標値
子どもの命 と安全を守 る取組	子どもの権利相談センターに対する市民の認知度	子どもの権利相談センターを知っている市民の割合	23.2% (平成 27 年度)	28.2%
	いじめ解消率	認知したいじめが解消した割合	小学校 96.7% 中学校 96.4% (平成 26 年度)	小学校 100% 中学校 100%
	不登校から復帰した児童の 割合	不登校児童生徒のうち、登校できる ようになった児童生徒の割合	小学校 48.0% 中学校 33.8% (平成 26 年度)	小学校 48.0% 中学校 40.2%

※新規意識調査項目であり、平成28年度実施結果をもって設定します。

### 具体的な取組

## 第1章 子どもの権利の普及啓発と学習支援(条例第10条)

#### (子どもの権利の普及啓発と学習支援)

- 第10条 市は、子どもの権利の普及を図るため、子どもと大人が共に この条例と子どもの権利について適切に学び、理解するための機会を 提供するものとします。
- 2 市は、毎年11月20日を「青森市子どもの権利の日」とし、この 日にふさわしい活動を行うものとします。

## 第2章 子どもの育ちへの支援(条例第11条)

#### (子どもの育ちへの支援)

- 第11条 市は、子どもの豊かな育ちを支援するため、次のことに取り 組むよう努めなければなりません。
- 一 子どもに健全で多様な生活体験や交流の場と機会を提供するこ
- 二 子どもが安心して過ごすことができる居場所づくりを進めると ともに、子どもが相談できる場と意見表明し社会に参加する機会を 提供すること。

### 第1節 子どもの権利の普及啓発

(1)子どもの権利の普及啓発

主要事業 青森市子どもの権利普及啓発事業 など3事業

安心して生きる権利 自分らしく生きる権利 豊かで健やかに育つ権利

#### 第1節 思いやりの心の醸成

- (1)交流活動の促進による思いやりの心の醸成 …… 主要事業

保育所等地域活動事業 など2事業 ほのぼのコミュニティ 21 推進事業 主要事業

#### 第2節 子どもの体験活動の充実

- (2) 青少年の自立と社会参加に向けた支援 …………
- (3)子どものスポーツ・レクリエーション活動の促進
- 主要事業 大井基金活用事業(少年海外生活体験事業)など8事業 主要事業 三浦雄一郎チャレンジ賞表彰事業
- 主要事業 青森市文化スポーツ振興公社助成事業(スポーツ事業)

## 第3節 子どもの居場所づくり

- 主要事業 つどいの広場活動事業 など2事業 主要事業 子ども支援センター活動事業 など4事業

## 第4節 子どもの自主的な活動の促進

- (1) 子ども自身によるネットワークづくり ………… 主要事業
- 青森市子ども会育成振興事業 など3事業

スポーツ推進委員設置事業 など3事業

放課後児童対策事業 など2事業

主要事業 青森市子ども会議運営事業

#### 第5節 子どもの読書活動の推進

(1)家庭や地域社会などにおける子どもの読書機会の推進 |主要事業| 心はぐくむブックスタート事業 など4事業

主要事業

主要事業

- (2)子どもの読書活動を進めるための読書環境の整備・充実 主要事業 図書資料整備事業 など3事業
- (3)子どもの読書活動を進めるための連携・交流と広報活動の推進 主要事業 読書活動推進事業 など2事業

## 第6節 子どもの意見表明・参加の促進

- (1)子どもに関わる施策への子ども自身の参加 …… 主要事業 青森市子ども会議運営事業(再掲)
- 主要事業 (2)子どもの意見表明・参加の機会の充実 ………… 子どもの権利普及啓発事業(再掲) など3事業

意見を表明し参加する権利

自分らしく生きる権利

自分らしく生きる権利 豊かで健やかに育つ権利

自分らしく生きる権利 豊かで健やかに育つ権利

自分らしく生きる権利 豊かで健やかに育つ権利

自分らしく生きる権利 豊かで健やかに育つ権利

自分らしく生きる権利 意見を表明し参加する権利

#### 第3章 保護者への支援(条例第12条) 第1節 乳幼児期の教育・保育の充実 (1) 乳幼児期の教育・保育の充実 ……………… 主要事業 私立保育所等運営事業 など 5 事業 安心して生きる権利 (3) 乳幼児期の教育・保育の質的向上 ………… 主要事業 特定教育・保育施設等指導監査事業 など 6 事業 第2節 子育ての経済的負担の軽減 安心して生きる権利 第3節 地域全体で子育てを支える環境づくり (1) 子育て支援のネットワークづくり …………… 主要事業 子ども支援センター活動事業(再掲) など3事業 安心して生きる権利 (2)子育て親子の相談・交流の場の提供 ……… 主要事業 子ども支援センター活動事業(再掲) など3事業 (子育てに関する情報提供の充実の検討) (保護者への支援) 第4節 障がいのある子どもなどへの支援の充実 第12条 市は、保護者が安心して子育てができるよう支援に努めなける ればなりません。 特別障害者手当等支給事業(障害児福祉手当) など6事業 (2) 各種手当の支給などによる経済的支援 ……… 主要事業 2 市は、特別に支援が必要な保護者に対しては、それに応じた支援に 安心して生きる権利 努めなければなりません。 (5) ライフステージに応じた切れ目のない支援 … 主要事業 障害児等療育支援事業 など 11 事業 (7) 放課後児童会などへの障がいのある子どもの受け入れ 主要事業 障害児通所支援事業 など 4 事業 (8) 未熟児や小児慢性特定疾病にり患している子どもへの支援 主要事業 小児慢性特定疾病児手帳交付事業 など4事業 第5節 ひとり親家庭などへの支援の充実 安心して生きる権利 第6節 貧困など様々な環境にある子どもや家庭への支援 (2) 社会的養護を必要とする子どもへの支援 …… 主要事業 (里親制度の理解促進) 安心して生きる権利 (4) その他様々な環境により育児が困難な保護者とその子どもへの支援 主要事業 要保護児童対策地域協議会運営事業 (5) 子ども・若者の社会的自立の促進 ………… 主要事業 子ども・若者育成支援事業

## 第4章 子どもの命と安全を守る取組(条例第13条)

#### (子どもの命と安全を守る取組)

- 第13条 市は、いじめ、虐待、体罰その他身体的、精神的暴力の防止| と早期発見に努めるとともに、それら子どもの権利の侵害からの救済 に必要な取組を実施するものとします。
- 2 市は、子どもが薬物、犯罪などの被害を受けないように、必要な取 組を実施するものとします。

#### 第1節 権利侵害からの救済

## (1)子どもの権利相談センターの普及啓発 …… 主要事業 青森市子どもの権利擁護委員運営事業

## 第2節 いじめ・不登校・暴力行為などの予防・解消

#### 第3節 児童虐待防止に向けた支援の充実

- (2) 早期発見・早期対応、子どもの保護・保護者の支援 主要事業 要保護児童対策地域協議会運営事業(再掲) など7事業

### 第4節 犯罪被害から守る活動の促進

### 第5節 有害情報や非行から守る取組の充実

(1) 子どもを有害情報や非行から守る取組の実施 主要事業 少年指導育成事業 など3事業 安心して生きる権利

安心して生きる権利

安心して生きる権利

安心して生きる権利

安心して生きる権利